

公立大学法人青森県立保健大学学生寮自治会規約

平成 25 年 7 月 8 日制定

(最終改正 令和 6 年 4 月 1 日)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規約は、公立大学法人青森県立保健大学学生寮規程第 17 条の規定に基づき、公立大学法人青森県立保健大学学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営に係る学生寮自治会規約について定めるものとする。

(名称)

第 2 条 学生寮自治会の名称は、次のとおりとする。

青森県立保健大学あずまし寮自治会

(構成)

第 3 条 学生寮自治会は、学生寮に入寮する全寮生により構成される。

第 2 章 組織

第 4 条 学生寮自治会運営のため、次の組織を置く。

- (1) グループ
- (2) 寮長
- (3) 副寮長（企画）
- (4) 会計
- (5) メディア
- (6) 寮生大会

第 1 節 グループ

(構成)

第 5 条 学生寮にグループを設置する。グループは、2 階男子寮に A 及び B グループ、3 階女子寮に C～F グループ、4 階女子寮に G～J グループを設置する。1 グループの構成人数は最大 10 人とし、入寮者数に応じ決定する。

(グループ長の選出)

第 6 条 各グループからグループ長を 1 名選出する。

(グループ長の職務)

第 7 条 グループ長は、グループを代表し、グループを統括する。また、グループ長は、寮生活を円滑に送れるように、寮自治会役員を補佐するものとする。

2 グループ長は、グループ内の学生寮自治会費の集金を行う。

3 その他グループ内の問題に係る業務を行う。

(副グループ長の選出)

第8条 グループ長に選出された以外の者から1名選出する。

(副グループ長の職務)

第9条 グループ長のサポートを行う。

2 打ち合わせ時の記録の作成、周知及び記録の保管を行う。

第2節 寮長

(寮長の選出)

第10条 レジデントアシスタントの中から1名選出する。

(寮長の職務)

第11条 寮長はグループ長のサポートを行う。

2 全寮生の相談役を担う。

3 寮生大会開催時の総括を行う。

4 学生寮自治会長印の管理を行う。

5 学生寮自治会が主催のイベントの招待状の作成を行う。

6 その他学生寮生のサポートに係る業務を行う。

第3節 副寮長(企画)

(副寮長(企画)の選出)

第12条 寮長に選出された以外のレジデントアシスタントから3名以下を選出する。

(副寮長(企画)の職務)

第13条 副寮長は寮長のサポートを行うとともに、学生寮自治会が主催のイベントの企画書の作成を行う。

2 学生寮自治会が主催のイベントの司会進行を行う。

3 寮内の環境整備に関する業務を行う。

4 その他レクリエーションの運営に関する業務を行う。

第4節 会計

(会計の選出)

第14条 レジデントアシスタントの中から寮長、副寮長(企画)に選出された以外の者から2名選出する。

(会計の職務)

第15条 学生寮自治会費の収支管理及び会計報告を行う。

2 学生寮自治会費通帳の管理を行う。

- 3 その他学生寮内の金銭に係る業務を行う。
- 4 自治会費の予算及び決算を作成し、定例寮生大会において報告を行うものとする。

第5節 メディア

(メディアの選出)

第16条 レジデントアシスタントの中から寮長及び副寮長(企画)、会計に選出された以外の者から1名以上選出する。

(メディアの職務)

第17条 議事録の作成を行う。

- 2 寮内掲示物の管理を行う。
- 3 学生寮自治会が主催のイベントにおいて写真撮影を行う。

第6節 寮生大会

(機能及び構成)

第18条 寮生大会は、学生寮自治会運営の最高機関であつて、全寮生をもって構成する。

(定例寮生大会)

第19条 定例寮生大会は、前期に1回、後期に1回開催する。

- 2 定例寮生大会の招集は、寮長が行う。

(寮生大会の議事)

第20条 寮生大会に議長を置き、寮長をもって充てる。

- 2 議長は寮生大会を主宰する。
- 3 寮生大会は、寮生の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 4 寮生大会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(寮生大会の議事事項)

第21条 次に掲げる事項は、寮生大会の議決を経なければならない。

- (1) 学生寮自治会規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 学生寮自治会会計に関すること
- (3) その他寮生生活に関する重要な事項

第3章 自治会費

第22条 学生寮自治会の管理運営上必要な経費に充てるため、寮生は、学生寮自治会費(以下「自治会費」という。)を負担するものとする。

- 2 自治会費は次のとおりとする。

4月(入寮時)	3,000円
5月から翌年3月まで毎月	1,000円

- 3 自治会費は毎月当月分を会計が指定する方法により納入するものとする。
- 4 必要がある際は、寮生大会の議を経て、臨時に徴収することができる。
- 5 既に納入された自治会費は、還付しない。ただし、寮長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。
- 5 会計は、自治会費の収支のすべてを帳簿に記録し、保管する義務を負う。
- 6 寮生は、いつでも前項の帳簿の公開を要求することができる。会計は寮生からの要求があった場合は、ただちに帳簿を公開しなければならない。

第4章 会計

第23条 学生寮自治会の会計年度を次のとおり定める。

4月1日～翌年2月後期寮生大会実施日

- 2 レジデントアシスタントの会計は、予算及び決算を作成し、定例寮生大会において報告を行うこととする。
- 3 決算は、監事の監査を受けるものとする。

第5章 寮生活における規則及び規律

(遵守事項)

第24条 寮生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 門限は、午後12時とする。
- 3 大学門の開門及び閉門は、大学の定めに従うものとし、開門は午前6時、閉門は午後10時とする。
- 4 寮生の体調管理や安否確認のため、レジデントアシスタントが点呼を行い、点呼終了後に連絡事項を伝達する。
- 5 門限までに帰寮しない場合は、不在届を提出する。
- 6 寮から外出する場合は、寮室前の氏名札を赤札に替えてから外出するものとする。
- 7 午後11時から午前6時は静粛時間とする。ドミトリー宿泊者及び就寝中の学生に配慮し、騒いだり、大きな物音は立ててはいけない。
- 8 寮生以外の者の寮室及び寮フロアへの立ち入りは原則禁止する。引越し、病気対応、緊急事態の発生等により寮内に立ち入る必要がある場合は、事前に事務職員又は学生寮アドバイザーに相談してから行う。寮生が寮生以外の友人等と会う場合は、1階玄関横の談話室等で行う。
- 9 騒音、振動、臭気発散、ごみのポイ捨て等、他の寮生、寮生以外の学生、大学関係者、地域住民等に迷惑がかかる行為を禁止する。
- 10 寮室を寮室以外の目的で使用してはならない。施設、設備等を常に良好な状態に使用し、自分で工作や模様替えをしたり、勝手に持ち出ししたりすることを禁止する。壊れた場合は速やかに事務職員又は学生寮アドバイザーに相談する。使用者の過失による故障の場合は使用者が修理代を負担する。

- 11 寮生の責に帰する事由によって、建築物、設備を滅失又は棄損した場合は、当該寮生にその損害の全部又は一部を賠償させることがある。
- 12 寮生は、管理運営責任者の防火管理、災害防止その他学生寮施設の管理運営に関する指示に従わなければいけない。
- 13 寮生は、寮室の鍵を他人に貸したり、預けたり、紛失したりしないように管理には十分に注意を払う。紛失した場合は、速やかに事務職員又は学生寮アドバイザーに届出をするものとする。個人の過失、紛失による新しい鍵の作製代等は、寮生が負担する。
- 14 貴重品の管理には十分に注意し、各自の責任において管理する。寮内で重大な窃盗被害が発生した場合は、警察に捜査を依頼する。犯人が寮生だった場合は、退寮処分とし、また学則による処罰の対象となる。
- 15 共用部分の清掃は、点呼後、当番制により平日及び土曜日に行う。平日及び土曜日が祝日と重なった場合も行う。
- 16 ごみは、青森市が定める事業系一般廃棄物により分別し、決められた日に処分しなければならない。
- 17 寮室内は、清潔に保つように定期的に清掃しなければならない。
- 18 寮内及び敷地の周辺での動物等の飼育は禁止する。
- 19 寮内での電化製品の取り扱いに注意し、防火に努める。寮室では、火災、漏電防止のため、電気ストーブ、電気調理器具類、電気ポット等の使用を禁止する。
- 20 寮室内で、プリント、ポスター等を掲示する際の画鋸、セロハンテープ、ガムテープ等の跡が残るものの使用は禁止する。
- 21 玄関、廊下、調理室、洗濯室、乾燥室、談話室、シャワールーム等共用スペースへは、私物の放置を禁止する。防火法に基づき緊急時の避難経路を確保するため、許可無く置いた私物は予告なく撤去されることがある。許可された私物を置く場合は、氏名を付け、適切に管理するとともに、勝手に他人のものを使用してはならない。
- 22 共用スペースの電気代は、寮生全員で折半しているため、共用スペースでの個人の携帯電話、スマートフォン等の電化製品の充電は、公平性の観点から禁止する。私物の充電は各自寮室内で行う。
- 23 学内の駐車場は、通学距離が2キロメートル以上ある学生に対する使用許可制である。通学距離が2キロメートル未満である学生である寮生に対する駐車場の使用許可は下りない。
- 24 自転車及び自動二輪車は、大学構内の駐輪場所へ停めることとする。
- 25 寮内は、禁酒、禁煙であり、持ち込みなどの疑われるような行為も禁止とする。寮内で飲酒、喫煙が見つかった場合は、退寮処分を検討することとしている。また寮内に限らず、未成年の飲酒、喫煙は法律により禁止されていることから、学則による処罰の対象となるため決して行なってはいけない。
- 26 寮内では、許可なく物品販売、金銭受け渡しによるサービス提供、寄付を要請する行為

を禁止する。しつこい勧誘、宗教活動や悪徳商法は、自分も他の寮生も巻き込んではいけない。

- 27 引火性、発火性または爆発性物質など、爆発の危険性の大きい物質の持ち込みを禁止する。
- 28 寮内での花火、バーベキュー、その他火気の使用を禁止とする。可燃物の取り扱いには十分に注意する。
- 29 寮内で、寮生向けにプリント、ポスター等を掲示する場合は、掲示板に掲示することとする。掲示物の掲示許可、期限が過ぎた掲示物の撤去等、掲示板の管理はレジデントアシスタントが行う。

(補則)

第25条 この規約に定めるものの他、学生寮自治会の管理運営に関して必要な事項は、寮生大会の議を経て寮長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年7月8日から施行する。

この規約は、平成25年7月17日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。